

SMBC (CHINA) NEWS



2020年6月30日

銀保監会、《ファイナンスリース会社監督管理暫定弁法》を公布 移行期間3年以内に監督管理指標到達へ

中国銀行保険監督管理委員会（以下、銀保監会）は、2020年6月9日、《ファイナンスリース会社監督管理暫定弁法》（以下、本弁法）を公布・施行しました。

従前、ファイナンスリース会社は商務部が管轄しており、2013年10月、商務部は内資・外資ファイナンスリース会社の監督管理一本化などを目的として《ファイナンスリース企業監督管理弁法》（商流通発[2013]337号、以下、旧弁法）を施行しています。

その後、2018年4月、《商務部弁公庁：ファイナンスリース会社・商業ファクタリング会社および質屋業の管理職責調整関連事項に関する通知》（商弁流通函[2018]165号）に基づき、ファイナンスリース会社の管轄機関が商務部から銀保監会へと変更されました。本弁法は旧弁法を基として、銀保監会がファイナンスリース会社の監督管理を定めた初めての全国レベルの規定となります。

本弁法は、総則・経営規則・監督管理指標・法的責任および附則の計6章・55条から成り、とくに第3章の監督管理指標では、ファイナンスリース会社のリース資産・リスク資産・業務比率などに対する指標を具体的に規定しています。既存のファイナンスリース会社は、3年の移行期間内に当該指標を含む本弁法の各要求を充足する必要があります。

1. 本弁法の概要

ファイナンスリース会社	<ul style="list-style-type: none"> ● ファイナンスリース業務に従事する有限責任会社または株式有限会社 ● 金融リース会社は対象外
ファイナンスリース業務	<ul style="list-style-type: none"> ● レッサーがサプライヤー、リース物件に対するレシーの選択に基づき、サプライヤーからリース物件を購入して、レシーの使用に提供し、レシーがリース料を支払う取引活動
施行日	<ul style="list-style-type: none"> ● 2020年6月9日
移行期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 本弁法の施行前にすでに設立しているファイナンスリース会社は、省級地方金融監督管理部門の規定する移行期間内に本弁法の規定する各要求に到達しなければならない ● 原則、移行期間は3年を超過しないものとするが、省級地方金融監督管理部門は、特定業種の実際状況に基づき移行期間の措置を適切に延長可能
関連規定の取扱	<ul style="list-style-type: none"> ● 本弁法施行前の関連規定が本弁法と一致しない場合、本弁法を適用

SMBC (CHINA) NEWS



2. 経営規則

本弁法では、旧弁法同様、ファイナンスリース会社の業務範囲や禁止業務、リース物件などに対して明確に規定しています。

<p>業務範囲 (一部またはすべて可)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ファイナンスリース業務 ● リース業務（オペレーティングリース業務） ● ファイナンスリースおよびリース業務に関わるリース物件の購入、残存価額の処理および保守、リース取引に係るコンサルティング、リース保証金の受領 ● ファイナンスリースまたはリース資産の譲渡・譲受 ● 固定収益類証券投資業務
<p>禁止業務・活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 不法な資金調達・預金の吸収または形を変えた吸収 ● 貸付実行または実行の受託 ● その他のファイナンスリース会社からの資金借入または形を変えた借入 ● インターネット貸借情報仲介機構・私募投資ファンドを通じた資金調達または資産譲渡 ● 法律・法規・銀保監会および省級地方金融監督管理部門が禁止するその他業務または活動
<p>組織構造</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 株主または株主（大）会・董事会（執行董事）・監事（会）・高級管理層などを主体とする組織構造を構築し、職責分担を明確化
<p>リース物件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ファイナンスリース取引に適用するリース物件は、固定資産（別の規定がある場合を除く） ● 抵当設定済み・権利帰属に争議がある・司法機関から差し押さえられている財産または所有権に瑕疵がある財産は不可 ● ファイナンスリース契約を締結または同業務の意向を明確化するとその前提の下、レシーの要求に基づきリース物件を購入
<p>リース料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● リース物件価値評価・価格決定体系を構築・整備し、リース物件の価値・その他コストおよび合理的利益などに基づきリース料の水準を確定 ● セール・アンド・リースバック業務のリース物件購入価格は、合理性があり、会計準則に違反しない価格決定の根拠を参考とし、価値の低いものが高価格での購入は不可
<p>転リース</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 転リースなどの形式のリース資産に対して個別管理を行い、単独で帳簿を設置 ● 転リースは、レシーの同意が必要
<p>関連取引</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 関連取引は、ビジネス原則を遵守し、独立した取引・公平妥当な価格でなければならず、非関係者の同類取引と比べて優遇する条件での実施は不可 ● レシーが関連企業である取引について表決または方針決定を行う際、当該関連取引と関連関係がある人員は回避 ● 重大関連取引※は、株主（大）会・董事会またはこれが授権した機構の批准が必要 <small>※ ファイナンスリース会社と単一関連者間の一件あたりの取引金額がファイナンスリース会社の純資産の5%以上を占める、またはファイナンスリース会社と単一関係者の取引の発生後、当該関係者との取引残高がファイナンスリース会社の純資産の10%以上を占める取引</small>

SMBC (CHINA) NEWS



リスク管理

- リース物件の無保証残存価値管理を強化し、無保証残存価値に減損がないか否かを定期的に評価し、適時、会計準則の要求に基づき減損準備金を引き当て
- リース期限満了による返却またはレシーの規約違反により回収するリース物件に対するリスク管理を強化
- 会計準則などの関連規定に厳格に従い、ファイナンスリース資産の譲渡・譲受業務の実質およびリスク状況を真実に反映
- 資産のクオリティ分類制度および準備金制度を構築し、適時、資産減損損失準備金を十分な額で引き当て、リスク防御能力を強化

3. 監督管理指標

旧弁法では、ファイナンスリース会社のリスク資産は純資産の10倍以下と規定されていましたが、本弁法ではこれが8倍に変更されたほか、新たな指標も設定され、より厳格な監督管理要求が規定されました。なお、銀保監会は、各指標を調整することが可能です。

リース資産	ファイナンスリース・その他リース資産 \geq 総資産の60%
リスク資産総額	リスク資産総額 \leq 純資産の8倍 リスク資産総額は、総資産から現金・銀行預金・国債を引いた後の資産
証券投資業務	固定資産収益類証券投資業務 \leq 純資産の20%
業務比率	重点レシーに対する管理を強化し、単一レシー・レシーが関係者である業務の比率をコントロールし、経営リスクを有効に防止・分散
①単一顧客融資集中度	単一レシー向けの全ファイナンスリース業務の残高 \leq 純資産の30%
②単一グループ融資集中度	単一グループ向けの全ファイナンスリース業務の残高 \leq 純資産の50%
③単一顧客関係度	単一関係者向けの全ファイナンスリース業務の残高 \leq 純資産の30%
④総関係度	すべての関係者向けの全ファイナンスリース業務の残高 \leq 純資産の50%
⑤単一株主関係度	単一株主およびそのすべての関係者向けの融資残高は、当該株主のファイナンスリース会社への出資額を超過してはならず、かつ①単一顧客関係度の規定を充足

4. 監督管理

新弁法では、新たに分類管理体制を導入して、地方金融監督管理部門が管轄内のファイナンスリース会社の経営およびリスク状況を検査し、経営リスクや違反状況に基づき正常経営・非正常経営および法律規定違反経営などの三種類に区別して管理を行うよう求めています。

SMBC (CHINA) NEWS



<p>正常経営類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 法に基づきコンプライアンスに準拠した経営のファイナンスリース会社 ● 地方金融監督管理部門は、営業許可証・会社定款・株主リスト・高級管理人員の名簿および略歴・監査済みの直近2年の貸借対照表・損益計算書・キャッシュフロー計算書および規定のその他資料を審査 ● 監督管理を受け協力した・登録地に経営場所がありかつ事実通りに情報を完全に記入している企業に対して、省級地方金融監督管理部門は、銀保監会に報告して同意を受けたいうで適時、監督管理リストに組み入れ
<p>非正常経営類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「消息不明」「ペーパーカンパニー」など経営異常のファイナンスリース会社 ● 地方金融監督管理部門は、非正常経営類企業に是正するよう督促 ● 非正常経営類企業が是正して検査に合格した場合、監督管理リストに組入可能 ● 是正を拒否または是正したが検査に合格しなかった場合、非正常経営名簿に組み入れ、企業名称および業務範囲変更を申請・任意で抹消するよう忠告
<p>法律規定違反経営類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営行為が法律・法規・本弁法の規定に違反しているファイナンスリース会社 ● 法律規定違反状況が比較的軽かつて是正して検査に合格した場合、監督管理リストに組入可能 ● 是正したが検査に合格しなかったまたは法律規定違反状況が重大な場合、地方金融監督管理部門は、法に基づき処罰・取締または市場監督管理部門と協力して営業許可証を取り消し、違法犯罪の恐れがある場合、遅滞なく公安機関に移送して法に基づき調査処分

以上

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

ご照会先

本 店：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心11階 TEL：86-(21)-3860-9000
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階 1、12、13号 TEL：86-(21)-2219-8000
 上海自貿試験区出張所：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心15階15T21室 TEL：86-(21)-2067-0200
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室 TEL：86-(24)-3128-7000
 北京支店：北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北楼16階1601号室 TEL：86-(10)-5920-4500
 天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場2座12階 TEL：86-(22)-2330-667
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新國際商務広場12階 TEL：86-(512)-6606-6500
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西2号 國際大廈16楼 TEL：86-(512)-6288-5018
 常熟出張所：常熟市東南開発区東南大道333号 科創大廈8楼 TEL：86-(512)-5235-5553
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協國際商務広場2001-2005室 TEL：86-(512)-3687-0588
 杭州支店：杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢5階 TEL：86-(571)-2889-1111
 広州支店：広州市天河区華夏路8号 國際金融広場12階/電話 TEL：86-(20)3819-1888
 深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層 TEL：86-(755)-2383-0980
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江國際1棟第34階02号 TEL：86-(23)-8812-5300
 大連支店：大連市西崗区中山路147号 森茂大廈4楼-A室 TEL：86-(411)-3905-8500